

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

- 1 平成26年第1回定例会提出予定議案の説明
 - (1) 議案第14号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・新旧対照表
 - (2) 議案第15号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・新旧対照表
- 2 所管事務の調査（報告）

川崎市火災予防条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現行	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	金額	区分	金額
1 略		1 略	
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査		2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査	
製造所		製造所	
略		略	
指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき <u>92,000円</u>	指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき <u>91,000円</u>
貯蔵所		貯蔵所	
略		略	
特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>830,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>820,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,010,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>990,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未	1件につき <u>1,120,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未	1件につき <u>1,100,000円</u>

改正案		現行	
満のもの		満のもの	
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,420,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,400,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,660,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,640,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>3,880,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>3,850,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>5,100,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>5,090,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき <u>6,290,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき <u>6,290,000円</u>
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,130,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,120,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,340,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,330,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,500,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,480,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル	1件につき <u>1,830,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル	1件につき <u>1,830,000円</u>

改正案		現行	
未満のもの		未満のもの	
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>2,140,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>2,120,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>4,350,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>4,330,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,570,000円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,570,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,770,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,770,000円
略		略	
一般取扱所		一般取扱所	
略		略	
指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき <u>92,000円</u>	指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき <u>91,000円</u>
3～6 略		3～6 略	
7 法第11条の2第1項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査前検査		7 法第11条の2第1項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査前検査	
略		略	
溶接部検査		溶接部検査	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき 490,000円	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき 490,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき 630,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき 630,000円

改正案		現行	
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>990,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>950,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,310,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,310,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,720,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,650,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>3,320,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>3,180,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>4,060,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>3,890,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>4,650,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>4,450,000円</u>
略		略	
8 略		8 略	
9 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査		9 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	
特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>310,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>310,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリ	1件につき <u>430,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリ	1件につき <u>410,000円</u>

改正案		現行	
リットル以上10,000キロリットル未満のもの		リットル以上10,000キロリットル未満のもの	
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 720,000円	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 720,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>960,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>920,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,210,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,160,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>2,950,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>2,830,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>3,620,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>3,470,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき <u>4,170,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき <u>4,000,000円</u>
略		略	
10～13 略		10～13 略	

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>略</p> <p>第2条 消防団員が、災害の防除又は訓練のために出務したときは、費用弁償として出務1回について、3,500円を支給する。</p> <p>2 災害の防除又は訓練に従事した場合において、市長が必要と認めるときは、前項の金額に3,500円以内を加給することができる。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>第2条 消防団員が、災害の防除又は訓練のために出務したときは、費用弁償として出務1回について、3,500円を支給する。</p> <p>2 災害の防除に従事した場合において、市長が必要と認めるときは、前項の金額に3,500円以内を加給することができる。</p> <p>略</p>